

行政組織の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示を次の
ように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

野田市長 鈴 木 有

野田市告示第60号

行政組織の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示

(野田市人権・男女共同参画問題職場研修リーダー設置要綱の一部改正)
第1条 野田市人権・男女共同参画問題職場研修リーダー設置要綱(昭和63年野田市告示第54号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

市政推進室	室長が指定する職	を
PR推進室	PR推進室長	

」

「

秘書室	秘書室長	に
PR推進室	PR推進室長	
市政推進室	市政推進室長	
交通政策室	交通政策室長	

」

改め、同表企画財政部の項中「企画調整課長」を「企画調整課長 広報広聴課長」に、「収税課長」を「収税課長 公共施設管理課長」に改め、同表総務部の項中「営繕課長 公共施設管理課長」を「営繕課長」に改め、同項の次に次のように加える。

危機管理部	危機管理課長
-------	--------

別表市民生活部の項中「市民生活課長 防災安全課長」を「市民生活課長」に改め、同表自然経済推進部の項中「商工労政課長」を「商工観光課長」に改め、同表都市部の項中「都市整備課長 梅郷駅西土地区画整理事務所長 愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長」を「都市整備課長」に改め、同表福祉部の項中「高齢者支援課長」を「高齢者支援課長 介護支援課長 地域包括支援課長」に改める。

(野田市市政懇談会実施要綱の一部改正)

第2条 野田市市政懇談会実施要綱（平成11年野田市告示第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市政推進室長」を「秘書室長」に改める。

（野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会設置要綱の一部改正）

第3条 野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会設置要綱（平成14年野田市告示第8号）の一部を次のように改正する。

「
別表職員の項中

 を
」

「

 に改める。
」

（野田市社会福祉法人設立認可等審査会設置要綱の一部改正）

第4条 野田市社会福祉法人設立認可等審査会設置要綱（平成25年野田市告示第49号）の一部を次のように改正する。

別表福祉部の項中「高齢者支援課長」を「高齢者支援課長 介護支援課長
地域包括支援課長」に改める。

（野田市急性悪性家畜伝染病対策本部設置要綱の一部改正）

第5条 野田市急性悪性家畜伝染病対策本部設置要綱（平成27年野田市告示第20号）の一部を次のように改正する。

別表中「建設局長 市政推進室長」を「建設局長」に、「総務部長」を「
総務部長 危機管理部長」に改める。

（野田市道の駅整備検討委員会設置要綱の一部改正）

第6条 野田市道の駅整備検討委員会設置要綱（平成30年野田市告示第210号）の一部を次のように改正する。

第9条中「自然経済推進部商工労政課」を「自然経済推進部商工観光課」
に改める。

（野田市都市計画法の規定に基づく都市計画の決定又は変更の提案の
手続に関する要綱の一部改正）

第7条 野田市都市計画法の規定に基づく都市計画の決定又は変更の提案の
手続に関する要綱（平成31年野田市告示第109号）の一部を次のように改

正する。

別表中「建設局長 市政推進室長」を「建設局長」に、「総務部長」を「総務部長 危機管理部長」に改める。

(野田市子どもの安心生活推進委員会設置要綱の一部改正)

第8条 野田市子どもの安心生活推進委員会設置要綱（令和2年野田市告示第207号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「市政推進室長」を「健康子ども部長」に改める。

別表中「副市長 市政推進室長」を「副市長」に改める。

(野田市公共施設等適正管理計画推進会議要綱の一部改正)

第9条 野田市公共施設等適正管理計画推進会議要綱（令和3年野田市告示第164号）の一部を次のように改正する。

別表中「建設局長 市政推進室長」を「建設局長」に、「総務部長」を「総務部長 危機管理部長」に改める。

(野田市人権・男女共同参画推進本部設置要綱の一部改正)

第10条 野田市人権・男女共同参画推進本部設置要綱（令和6年野田市告示第78号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「、市政推進室長」を削り、「総務部長」の次に「、危機管理部長」を加え、別表第2中「PR推進室長」の次に「、交通政策室長」を、「企画調整課長」の次に「、広報広聴課長」を、「営繕課長」の次に「、危機管理課長」を加え、「防災安全課長、商工労政課長」を「商工観光課長」に改め、「高齢者支援課長」の次に「、介護支援課長、地域包括支援課長」を加える。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。